

下水汚泥収集運搬及び処分（セメント）業務委託 仕様書

（総則）

第1条 本仕様書は、熊本市（以下「委託者」という。）と受託者が契約を締結する下水汚泥収集運搬及び処分（セメント）業務委託（以下「本業務」という）に関し、必要な事項を定めるものである。

（業務内容）

第2条 受託者は、委託者が所有する下水道処理施設（以下「履行場所」という。）から発生する下水汚泥（高分子系）（以下「汚泥」という。）を下水道法（昭和33年法律第79号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、その他関係法令に基づき、履行場所から処分場まで適正に収集運搬し、セメント化により適正かつ安定的に処分を行うものとする。

（履行期間等）

第3条 本業務の履行期間は、令和6年（2024年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

2 汚泥の搬出は、日曜・年始（1月1日から1月3日まで）を除く、委託者が指定する日時とする。ただし、やむを得ない事由等により、委託者が書面による指示をした場合又は受託者より書面による申し出があり委託者が承諾した場合は、業務履行日の変更を行うことができるものとする。

（履行場所）

第4条 履行場所は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 中部浄化センター | 熊本市西区蓮台寺5丁目7番2号 |
| (2) 東部浄化センター | 熊本市東区秋津町秋田536番地 |
| (3) 南部浄化センター | 熊本市南区元三町4丁目1番1号 |
| (4) 西部浄化センター | 熊本市西区沖新町4944番地3 |
| (5) 城南町浄化センター | 熊本市南区城南町島田438番地 |

（産業廃棄物の種類及び性状）

第5条 産業廃棄物としての種類及び性状は、次に示すとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の種類 汚泥（有機性汚泥）
- (2) 汚泥は、脱水助剤として高分子凝集剤を使用している。
- (3) 汚泥の含水率は、85%以下（概ね75～83%）である。
- (4) 汚泥の性状は、城南町浄化センターが余剰汚泥の脱水工程後とし、その他の浄化センターについては消化汚泥の脱水工程後とする。引渡しは、履行場所の貯留ホッパーからバラの状態とする。
- (5) 中部浄化センターでは、ベルトコンベアではなくポンプを使って汚泥を貯留ホッパーに移送している。そのため、中部浄化センターから搬出する汚泥は、他の浄化センターから搬出する汚泥と比べて粘性があり、運搬車両からの荷下ろしに時間がかかる場合がある。

(処分予定量)

第6条 処分予定量は次のとおりとする。ただし、処分予定量は、浄化センターの運転計画変更、運転状態又は故障等により変動する場合があるが、委託者はこの処分予定量に拘束されるものではなく、何ら責任を負うものではない。処分予定量に変更があった場合は、別途、委託者が指示する量によるものとする。

履行場所	年間数量（トン）
中部浄化センター	470
東部浄化センター	180
南部浄化センター	5,010
西部浄化センター	10
城南町浄化センター	10
計	5,680

※月別の処分予定量は別紙（月別処分予定表1）のとおり。

※1日当りの処分量（最大）は、40トン程度を処理できること。

(収集運搬)

第7条 貯留ホッパーが満杯状態にならないよう、監督員及び浄化センター担当者と常に連絡を取って搬出すること。

- 2 貯留ホッパー室は、常に清掃し美化に努めること。
- 3 緊急時等、特別に汚泥の搬出が発生した場合にも対応すること。
- 4 履行場所からの1回当りの搬出量は、最大10トンとする。

(使用車両)

第8条 受託者の使用する運搬車両は、次のとおりとする。

- (1) 車両は産業廃棄物専用許可車両を使用すること。
- (2) 汚泥の飛散、臭気の発散、脱離液の漏洩等がなく適正に運搬できる構造の車両を使用し、臭気飛散防止措置を講ずること。
- (3) 使用する車両は原則として10トン車とする。
- (4) 使用する車両のサイズ等については、各浄化センターのホッパー室（次表参照）を確認すること。

施設名	項目	寸法 (m)	ホッパー容量
中部浄化センター	入口高	4.00	30 m ³ ×2 基 40 m ³ ×1 基
	入口幅	4.00	
	ホッパー高	3.60	
東部浄化センター	シャッター高	3.40	10 m ³ ×7 基
	シャッター幅	6.00	
	ホッパー高	3.50	
南部浄化センター	シャッター高	3.40	10 m ³ ×1 基
	シャッター幅	3.20	
	ホッパー高	2.90	
	入口高	3.80	12 m ³ ×1 基
	入口幅	6.80	
	ホッパー高	3.80	
西部浄化センター	シャッター高	3.30	10 m ³ ×1 基
	シャッター幅	4.80	
	ホッパー高	3.50	
城南町浄化センター	シャッター高	3.50	10 m ³ ×1 基
	シャッター幅	4.00	
	ホッパー高	3.70	

※各浄化センターのホッパーは、全基使用するものとする。

(契約単価)

第9条 本業務における契約単価については、原則として履行期間中の変更は行わないものとする。ただし、経済情勢の変動等により著しい物価変動があった場合はこの限りでない。

(汚泥搬出計画)

第10条 委託者は、毎月25日頃までに翌月分の汚泥発生量及び搬出回数等をまとめた汚泥搬出計画を履行場所毎に作成し、受託者に提示するものとする。受託者は、委託者の汚泥搬出計画に基づき適正に収集運搬及び処分できるように体制を整えなければならない。

(数量の確認)

第11条 受託者は、委託者から発生する汚泥を受け入れる前に、計量証明事業者又は計量検定済みの計量器により汚泥の計量を行うこと。運搬量及び処分量は、その際発行された計量票により処理するものとする。なお、計量に関する費用はすべて受託者の負担とする。

2 計量票は当該月分を整理のうえ、写しを委託者に提出すること。

(産業廃棄物管理票)

第12条 受託者は、電子マニフェストのJWNETに加入し、電子マニフェストシステムを利用して管理すること。

2 受渡確認票は、必要に応じて受託者が用意すること。

(委託料の支払い)

- 第13条 受託者は、毎月の業務終了後10日以内に業務完了通知書と汚泥の収集運搬量、処分量及び処分内容等をまとめた集計表を委託者に提出すること。
- 2 委託者は、受託者からの業務完了通知書を受理した後、委託者が指定する検査員による業務完了検査を行い適正と認めた場合には、受託者に対して委託料の支払いを実施するものとする。

(汚泥の分析)

- 第14条 汚泥は委託者が分析しているが、入札による業者決定後、処分業者の許可所管官庁から新たに別途分析を求められる場合は、受託者の負担により分析を行うものとする。

(公害の防止)

- 第15条 受託者は、その業務の実施にあたり公害の発生を認めた場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに委託者に連絡するものとする。
- 2 前項の事態により第三者に損害を与えた時は、受託者は自己の責任において、これを解決しなければならない。

(調査等)

- 第16条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の業務の実施状況について随時調査を行い、受託者に対して所要の報告、資料の提出及び必要な事項を指示することができるものとする。

(法令の遵守)

- 第17条 受託者は、廃棄物処理法、道路交通法、労働安全衛生法及びその他関係法令に従い、業務を適切に行うものとする。

(経費の負担及び損害賠償責任)

- 第18条 本業務に使用する運搬車両その他業務に必要なものは、本仕様書に特に指定しているものを除き、受託者が所有または借用したものを用いるものとし、維持管理は全て受託者の負担において責任を持って行うものとする。
- 2 本業務に係る運搬車両の配備、運行、点検、整備、修理その他明示されていない消耗品等に要する一切の費用は受託者の負担とする。
- 3 本業務において、本市の施設、設備、機械器具等を損傷、滅失した場合、また、本市職員や第三者に対し人的、物的に損害を与えた場合は、速やかに本市に報告し、その指示に従うとともに、受託者の責任で復旧または賠償すること。
- 4 受託者は、本業務に使用する車両について、自己の負担により自動車保険（任意保険、補償金額については、対人無制限、対物1千万円以上。）に加入しなければならない。

(その他)

- 第19条 本業務の履行において、市民に対し迷惑、不快となるような言動は厳に慎むこと。
- 2 受託者は、本業務履行にあたり、他の業務との別を明確にし、本業務以外の運搬物を混載しないこと。
- 3 業務履行に際し、不明な点や疑義が生じた場合は、速やかに本市に照会しその内容を十分に了解すること。

別紙（月別処分予定表１）

月別処分予定表（※１）

（単位トン）

履行場所	(※2) 4 月	(※2) 5 月	6 月	7 月	(※2) 8 月	9 月	(※2) 10 月	(※2) 11 月	12 月	1 月	(※2) 2 月	3 月	計
中部浄化センター	80	80	0	0	80	0	80	80	0	0	70	0	470
東部浄化センター	30	30	0	0	30	0	30	30	0	0	30	0	180
南部浄化センター	420	420	420	420	420	420	420	420	420	410	400	420	5,010
西部浄化センター	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	10
城南町浄化センター	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	10
合計	530	530	420	420	540	420	530	530	430	410	500	420	5,680

（※１） 上記処分予定表は、過去の実績から予測したものであり、下水汚泥固形燃料化施設の稼働状況や浄化センターから発生する汚泥量の増減によっては変動がある。

（※２） 下水汚泥固形燃料化施設は、定期修繕を年２回（４～５月、１０～１１月）それぞれ１４日間程度、定期清掃を年２回（８月、２月）それぞれ７日間程度予定している。その期間中は、処分量が多くなる。